

# 税額【支給要件】の確認について 3

市民税・県民税税額決定納税通知書

平成 31 年度 市民税・県民税課税明細書

年 税 額	所得金額等 (円)	控除等内訳		扶養親族該当区分		本人該当区分	
		控除	内訳	特 障	特 障	特 障	特 障
A	123,456	営業等所得	4,567,890	★	控 配		
給与分特別徴収	0						
税額 B	0						
差引納付額							
A-B-C-D	123,456						
還付金							
		合計所得金額	4,567,890	合計			1,974,560

○ 配偶者が「控除対象配偶者」である場合

控除等内訳の枠の中の控除対象配偶者(控配)欄にチェックがあることと、所得控除額の配偶者控除額が330,000円となっているか確認します。

配偶者を扶養している人、お一人の市町村民税と県民税の所得割額の合計が**501,999円**以下か確認します。

この額が501,999円以下であれば、基本的にこの通知書1通で申請できます。\*

「配偶者特別控除」は関係ありませんので注意してください。

\*:この額が502,000円以上場合、確認のため被扶養者の方の証明書も提出していただきます。

平成 31 年度 市民税・県民税課税明細書

区 分	課税標準額 (千円)	市民税 (円)	県民税 (円)
総 所 得 金 額	1,234	78,910	56,780
調整控除額		1,500	1,000
配当控除額			
住宅借入金等税額控除額			
寄附金税額控除額			
その他税額控除額			
配当割額控除額			
株式等譲渡所得割額控除額			
差引所得割額 ①		77,400	55,700
均等割額 ②		3,000	1,500
年 税 額 ③ (①+②)			137,600

「所得割合計」と記載されている市町村もあります。

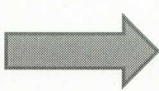
サンプル:市町村によって様式は異なります。

部分拡大

502,000円以上であれば

○ 配偶者が「控除対象配偶者」でない場合

お二人の証明書を用意しそれぞれの市町村民税と県民税の所得割額を合算します。



父母の所得割額を合計した額が**506,999円**以下か確認します。

親権者(父母)両者の「決定納税通知書」又は「市民税・県民税所得課税証明書」等が必要です。お二人の市・県民税の所得割額の合計額が506,999円以下の場合、就学支援金の認定が受けられます。それぞれ1部原本(計2部)を添えて申請してください。(コピーは不可)(市町村長の公印を刷り込んだ1枚目の通知書も必要ですので、切り離さないで提出してください。)

この市民税と県民税の所得割額の合計の金額で就学支援金の申請について判断します。【均等割額は含みません。】

「所得割合計」と記載されている市町村もあります。

区 分	課税標準額 (千円)	市民税 (円)	県民税 (円)
総 所 得 金 額	1,234	78,910	56,780
調整控除額		1,500	1,000
配当控除額			
住宅借入金等税額控除額			
寄附金税額控除額			
その他税額控除額			
配当割額控除額			
株式等譲渡所得割額控除額			
差引所得割額 ①		77,400	55,700
均等割額 ②		3,000	1,500
年 税 額 ③ (①+②)			137,600